

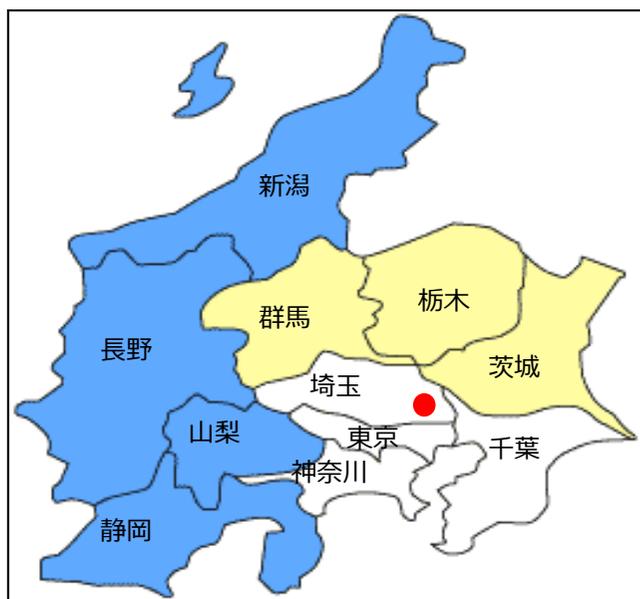
経済産業省関連政策について

令和元年 5 月
関東経済産業局

関東経済産業局について

○関東経済産業局は、経済産業省の地方ブロック機関であり、広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）を行政区域としています。

○当局では、この地域で活躍されている企業、消費者、大学、自治体、関係機関等の皆様に対して、中小企業対策、新規創業の促進、技術開発支援、環境・リサイクル対策、エネルギー対策、消費者相談等、様々な経済産業政策の実施に取り組んでいます。



所在地 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
ホームページ <http://www.kanto.meti.go.jp/>

【最寄駅からのアクセス】

- ・JR京浜東北線、宇都宮・高崎線「さいたま新都心」駅 下車徒歩約5分
- ・JR埼京線「北与野」駅 下車 徒歩10分

1. ヘルスケア分野における産業界の動向

2. 中小企業・小規模事業が活用できる補助事業

3. 中小企業・小規模事業者関係税制

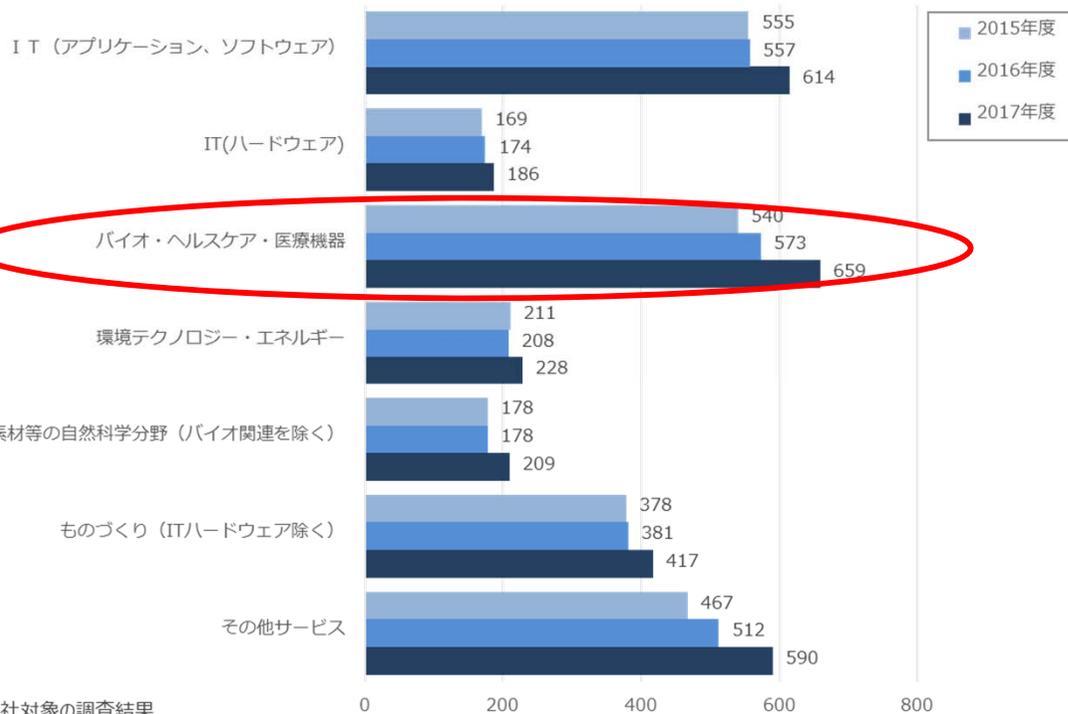
【参考】 補助事業の活用に係る留意点

1. ヘルスケア分野における産業界の動向

ヘルスケア分野における産業界の動向（ベンチャー）

- ヘルスケア領域においては、近年既存の企業に加え、デジタル、AI、ロボットなど、新たなテクノロジーを活用したスタートアップが数多く誕生している。
- 経済産業省が推進するスタートアップ企業の育成支援プログラム「J-Startup」においても、多数のヘルスケア分野のスタートアップ企業が選定されている。

業種別大学発ベンチャーの推移



「J-Startup」におけるヘルスケア分野のスタートアップ企業の例



AWAKENS, Inc
 WHILL株式会社
 エーアイシルク株式会社
 株式会社エクサウィザーズ
 エディジーン株式会社
 エルピクセル株式会社
 株式会社O: (オー)
 株式会社キュア・アップ
 クオンタムバイオシステムズ株式会社
 CYBERDYNE株式会社
 セブン・ドリーマーズ・ラボラトリーズ(株)
 トリプル・ダブリュー・ジャパン株式会社
 株式会社ナノエッグ

株式会社P・マインド
 株式会社Finc
 ペプチドリーム株式会社
 Holoeyes株式会社
 株式会社メガカリオン
 株式会社mediVR
 株式会社ユーグレナ
 リーズンホワイ株式会社
 リバーフィールド株式会社
 株式会社リプロセル
 レキオ・パワー・テクノロジー(株)
 レグセル株式会社

医療・バイオ・ヘルスケア分野
25/92社

(関係者の声) ベンチャー等の事業会社や自治体との連携への期待

- ベンチャーは、自治体・事業会社（大企業）との連携について、開発の加速化や体制の強化のため、連携を希望している声多数
- 一方、機会を求めているものの、限られたマンパワー・体制のなかで、個社による努力のみでは困難なケースも



ヘルスケア関連
ベンチャー

体制が脆弱なので、一度に多くの自治体や事業会社にアプローチできる機会 ありがたい。 全てがうまくいくとは思わないが、出ていかないと何も始まらない。数多くある健康経営企業が実際にどのような取組をしているのかも知りたい。



ヘルスケア関連
ベンチャー

事業会社との提携については、本気度が重要。 「ヘルスケアで何かやりたい」みたいな企業とは間違いなくうまくいかない。事業会社側から「こういうところでベンチャー（御社）のシーズを使いたい」と具体的な提案があることが必要。



ヘルスケア関連
ベンチャー

新たな診断（アルツハイマー型認知症等の超早期発見）の普及には、患者自体が未自覚（なくてもその段階では困らない） なので、自治体等と連携し、必要性を訴えるところから進めていく必要がある。



地域未来牽引企業

現在多くの自治体を個別に訪問しているが、限られたマンパワーのなかで苦労している。 効率的に自治体に対してプレゼンができる場があればぜひ参加したい。 加えて、その場で具体的な話までできると本気度や熟度を測ることができるためありがたい。

「ヘルスケア関連ベンチャー等」×「自治体・介護施設等」の事例

- ヘルスケア関連ベンチャー等の製品・サービスの開発や販路拡大には、現場で使用してもらいフィードバックを得ていくことが重要。
- 現場の課題やニーズに合致する製品・サービスの実証においては、自治体・介護施設等の協力を得て実施される事例も生まれているが、一層広げていく必要がある。

トリプル・ダブリュー・ジャパン株式会社 「DFree（ディー・フリー）」

- ・排尿予測デバイス「DFree」を企画・開発・販売する2015年2月設立のベンチャーで、「J-Startup」選定企業。
- ・川崎市と連携した事業では、市内の特別養護老人ホームや有料老人ホーム等で「DFree」の実証を実施。



- ・実証により、機器利用のデータを収集し改良に繋げるとともに、テクノロジーを活用することにより、介護施設の排泄ケアがいかに変わるかを検証。
- ・実際のオペレーションのなかでの機器の使用によるQOL（生活の質）の向上や負担感を確認し、使用方法やUIの改善に繋がった。
- ・施設側としても、特に人手が不足する夜勤対応や新人職員のケアの質の向上に期待。

排尿予測デバイス
「DFree」



- ・2018年7月に発売の個人向け排尿予測センサー「DFree Personal」は、川崎市の実施する認証事業において、「かわさき基準プレミアム」に認証された。

アルケア株式会社 「あしの健康教室（ロコモ管理教室）」

- ・医療機器からヘルスケア領域まで幅広く事業を展開する1973年設立の東京都に本社を置く企業。地域未来牽引企業。
- ・栃木県が主催する「とちぎヘルスケア産業フォーラム」にて、県内ヘルスケア事業者との協業に至り、ロコモ※予防の事業を開始。
- ・県内でのロコモ啓発と管理で地域住民の健康寿命延伸と産業活性化を目的に、栃木県立リハビリテーションセンター、那須フローラ株式会社、さくら活性化協会、アルケア株式会社で「とちぎロコモ管理コンソーシアム（仮称）」を設立。



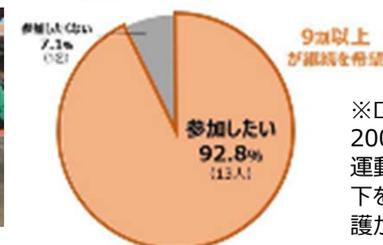
那須フローラ株式会社

一般社団法人さくら活性化協会

- ・栃木県立リハビリテーションセンターの監修のもと、実証・プレ運動教室を重ね、有償でのプログラム開催に繋げており、他地域や他の事業者を展開していくことを目指す。



Q2. 今後継続して参加が望まれる場合、参加したいですか。

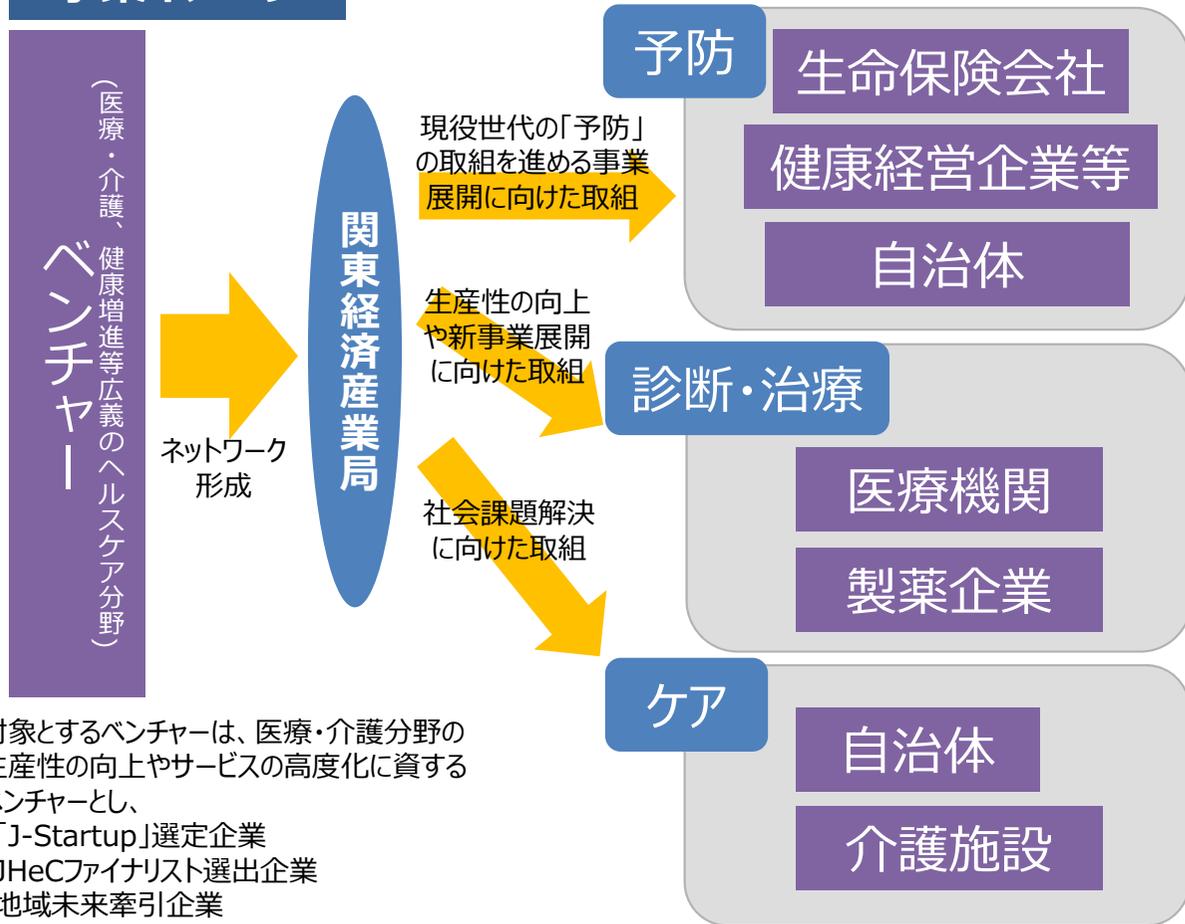


※ロコモ（ロコモティブシンドローム）：2007年に日本整形外科学会が提唱。運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態のこと。進行すると介護が必要になるリスクが高まる。

(参考) 関東経済産業局におけるヘルスケア産業振興の取組

- ベンチャー・大企業・自治体等の橋渡し役となり、ベンチャー支援並びにオープンイノベーションによる新事業創出及び自治体等の社会課題の解決に繋げていく。
- 担い手の中心となるベンチャーの支援を軸に、関係者のネットワーク形成、オープンイノベーションの推進や課題解決に向けたマッチング支援等の取組を実施する。

事業イメージ



対象とするベンチャーは、医療・介護分野の生産性の向上やサービスの高度化に資するベンチャーとし、

- ・「J-Startup」選定企業
- ・JHeCファイナリスト選出企業
- ・地域未来牽引企業
- ・NEDO・AMED等の助成事業採択企業 等

ある程度事業モデルが確立したベンチャーを中心とする。

※「自治体」や「製薬企業」が予防分野の取組を実施するなど、区分けは流動的

事業概要

○ベンチャーや自治体等とのネットワーク形成

- ・ベンチャー訪問によるニーズ・シーズ等の把握
- ・厚生局との連携による自治体健康福祉部局への訪問
- ・「イノハブ」と連携した専門家等による相談対応(P)

○ベンチャーと関係者を繋ぐマッチング支援

- ・「予防」に関して事業展開する生命保険会社や健康経営企業等の事業会社とベンチャーとのオープンイノベーションを推進するマッチングイベント
- ・医療分野の生産性向上やサービスの高度化を目指した医療機関等に向けたピッチイベント
- ・介護分野における人手不足等課題を抱える自治体・介護施設等に向けたピッチイベント

○プロジェクトを加速化する伴走支援

- ・IT導入補助金等活用できる施策の説明会
- ・SIB等を活用したモデル地域における課題解決に向けた検討会
- ・認知症との共生モデル（商店街等）やデータを活用した実証事業（地域医師会等と連携）等の検討

2. 中小企業・小規模事業者が活用できる補助事業

- (1) サービス等生産性向上IT導入支援事業
- (2) 小規模事業者持続的発展支援事業

中小企業生産性革命推進事業

平成30年度第2次補正予算案額 1,100.0億円

- 1. 中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
- 2. 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
- 2. 商務・サービスG クールジャパン政策課 03-3501-1750
- 3. 商務・サービスG サービス政策課 03-3501-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者等が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援します。
- 小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。
- ITの導入支援にあたり、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、横展開を行うプラットフォームの構築等を通じて、中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速化させ、我が国全体の生産性向上を実現します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- 小規模事業者持続的発展支援事業により約20,000者の販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、補助事業者の生産性を向上させ、サービス産業の生産性伸び率を2020年までに2.0%を実現することに貢献します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

（補助上限額：1,000万円、補助率1/2）

- 中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。
- 小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。（設備投資を伴わない試作品開発も支援）（この場合の補助上限額は500万円。また、小規模事業者の場合は補助率2/3）

● スマートものづくり応援隊、ITコーディネータ、ロボットシステムインテグレータ、技術士等、事業の遂行に必要な専門家を活用する場合は、補助上限額を30万円アップ

● 先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件（※）を満たす者は、補助率2/3

※労働生産性年率3%以上向上を含む経営革新計画または先端設備等導入計画を2018年12月21日以降に申請し、承認・認定を受けた場合

2. 小規模事業者持続的発展支援事業

（補助上限額：50万円、補助率2/3）

- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。

● 複数社が連携した共同設備投資等は補助上限500万円(50万円×10者)

● 展示会開催支援

3. サービス等生産性向上IT導入支援事業

（補助上限額：450万円、補助率1/2）

- 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資するITツールの導入支援を行います。

サービス等生産性向上IT導入支援事業（30補正）の概要

- 中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や自動化を行うITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援。
- IT事業者による申請支援や導入後のフォローアップ等を通じて、中小企業側の煩雑な手続を解消しつつ、着実な生産性向上を促す。

1. 補助対象事業者

中小企業、小規模事業者（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

2. 補助対象ツール

今後立ち上げられる補助金HPに公開されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象（ハードは対象外）。相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等を含む。

3. 補助額、補助率

	補助額	補助率
類型A	40万円～150万円未満	1/2
類型B	150万円～450万円	

4. 30補正予算の主なポイント

- ITツールの導入成果を事前にコミットさせ、IT補助金のHP等で公表。効果の高いITツール、優秀なIT事業者を見える化し、競争を促進。
- ロカベン指標の活用を通じて、導入効果等を中小事業者にフィードバックし、意識向上を図る。
- 金融機関、中小企業支援機関等との連携体制を全国で構築。IT利活用に係る情報発信や案件発掘、優良事例の横展開等を実施。

5. 今後のスケジュール（予定）

- 4月15日IT導入支援事業者（ITベンダー）の登録。4月19日にITツールの登録開始。
- 5月27日に中小事業者への公募を開始予定。
（ご参考）平成30年度補正IT導入補助金HP
<https://www.it-hojo.jp/>

申請条件（ツール）

ITツールの機能をプロセスに集約し、点から面での業務改善・支援を促進。

（申請条件）

- ・ 類型Aについては、ソフトウェアから2プロセス以上（業務プロセスから1プロセス以上）
- ・ 類型Bについては、ソフトウェアから5プロセス以上（業務プロセスから3プロセス以上）

（効果報告）

- ・ 類型Aについては、2020年4月から2022年4月までの3回
- ・ 類型Bについては、2020年4月から2024年4月までの5回

ソフトウェア			オプション	
業務パッケージ (8つの業務プロセス)			効率化 パッケージ	汎用 パッケージ
① 顧客対応 販売支援	② 決済・債権債務 資金回収管理	③ 調達・供給 在庫・物流		
④ 人材配置	⑤ 業務固有プロセス (実行系)	⑥ 業務固有プロセス (支援系)	⑨ 自動化・分析	⑩ 汎用
⑦ 会計・財務 資産・経営	⑧ 総務・人事 給与・労務			
			役務	
			導入コンサル ディング	導入設定 マニュアル 作成・ 導入研修
			保守 サポート	

執行のスキーム（H30補正）

- 事務局は、ITベンダーをとりまとめるIT導入支援事業者を募集。IT導入支援事業者は、構成員となるITベンダーとともに、提供するITツール、アプリ等を連携させ、事務局に登録。
- IT導入支援事業者は、中小サービス事業者等の「事業パートナー」として、交付申請や実績報告を支援。事務局は、中小サービス等事業者に対して、直接、交付決定や補助金を交付。

<イメージ>

- ・連携するITベンダーを募集
- ・提供するアプリ等の連携、とりまとめ
- ※IT導入支援事業者のみで提供できる場合は、単体でも可。

パッケージ化



- ・提供するITツール、アプリ等の登録
- ・利用実績や導入効果等の報告

IT導入支援事業者
(ITベンダーとりまとめ)

ITベンダー

ITベンダー

ITベンダー

- ・アプリ等の導入相談
- ・申請支援の依頼

- ・ITツール、アプリ等の情報提供、導入
- ・提供後のフォローアップ（利用方法のアドバイス、相談対応等）
- ・2022または2024年度までの事業者情報の収集

補助事業
事務局

(一社) サービスデザイン推進協議会
<https://www.it-hojo.jp/>

補助金HP

IT導入支援事業者の
実績、ツールの効果等
を公表

- ・補助金交付決定等
- ・補助金の交付

中小サービス等
事業者

・申請書の提出

IT導入補助金2019のスケジュール・補助額・補助率

- IT導入補助金については、2 類型を設け、補助額が少額の類型Aについては、導入までの時期を類型Bよりも短くすることで、スムーズなITツールの導入を支援。

公募期間	A類型	5月27日（月）～6月12日（水）
	B類型	5月27日（月）～6月28日（金）
採択予定日	A類型	6月26日（水）
	B類型	7月16日（火）
補助上限額・ 下限額	A類型	上限額：150万円未満 下限額：40万円
	B類型	上限額：450万円 下限額：150万円以上
補助対象経費区分	ソフトウェア費、導入関連費	
補助率	1/2以内	

IT導入補助金の詳細は <https://www.it-hojo.jp/>

補助対象とならないもの

- ✓ ハードウェア
- ✓ 組込み系ソフト
- ✓ フルスクラッチ
- ✓ 従量課金方式の料金体系
- ✓ 広告宣伝費
- ✓ VR/AR用コンテンツ制作
- ✓ デジタルサイネージ用コンテンツ制作
- ✓ コンテンツ配信管理システム
- ✓ 一方通行の情報発信をするHP
(コーポレートサイト等)

昨年までの補助金申請との兼ね合い

- ✓ 申請時点で昨年度までに導入したITツールが納品から1年以上経過している
- ✓ 継続利用のための利用料としてではなく今年度の交付決定以降に新規で結ばれる契約に基づく導入であること
- ✓ 従業員が増えたため、単純に利用するアカウント数をオプション的に増やすというような導入方式でないこと
- ✓ 前回の導入時とは別拠点での利用であったり、別部署での利用のための導入であり、新規の契約・導入であること

申請要件、加点要件

主な申請要件

- 法人の場合、①履歴事項全部証明書、②税務署の発行する平成30～31年中に納税された法人税の納税証明。個人事業主からの申請の場合、①運転免許所/運転経歴証明書/住民票③税務署の発行する所得税の納税証明書
- 申請者の労働生産性^(※1)について、補助事業を実施することによって3年後の伸び率1%以上、4年後の伸び率1.5%以上、5年後の伸び率2%以上又はこれらと同等以上の生産性向上を目標とした計画を作成すること。
- 原則として、労働生産性の向上を目標とした計画及び導入するITツールによる生産性向上指数に類する独自の数値目標^(※2)を作成すること。
 - (※1) 労働生産性とは、粗利益(売上-原価) / (従業員数×1人当たり勤務時間(年平均)) により算出された値を言う。
 - (※2) 独自の数値目標例：従業員あたり顧客数、従業員あたりの外国人客数、営業員あたりの取引業者数、営業員あたりの取引品目数、従業員あたり診療報酬点数等、従業員あたり製造量又は生産量、時間あたりの顧客数(配送数・接客数等)等
- 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の宣言を行うこと。
- 補助金交付申請内容については、「IT導入支援事業者を含む“第三者”による総括的な確認」を受けること。
- IT導入支援事業者を通じて、生産性向上に係る情報(売上、原価、従業員数及び就業時間)等を事務局に報告すること。
- 補助事業に係るすべての情報について、事務局から国に報告された後、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意すること。 等

加点要件(5つ)

- ①生産性向上特別措置法(平成30年2月9日閣議決定)に基づく特例措置に関して、固定資産税の特例率をゼロ措置を講じたこととした自治体に所属していること^(※)。
 - (※) 固定資産税ゼロ措置を講じたこととした団体とは、条例策定または知事専決済。
- ②地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の承認^(※)を取得していること。
 - (※) 地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を応援するもの。地方公共団体が策定した基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業計画を、都道府県が承認する。
- ③経済産業省が選定する「地域未来牽引企業」^(※)であること。
 - (※) 経済産業省において、平成29年12月に、地域未来投資促進法における地域経済牽引事業の担い手の候補として、「地域未来牽引企業」を2,148社選定。選定された「地域未来牽引企業」は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業を更に積極的に展開されること、または、今後取り組まれることが期待されている。
- ④「おもてなし規格認証2019」^(※)を取得していること。ただし、2018年に金、紺、紫認証を取得し、当該認証が有効である場合は、「おもてなし規格認証2019」の取得は不要。「おもてなし規格認証2019」については、認証ランクは問わない。
 - (※) サービスの品質を見える化することで、サービスを受ける消費者等が、認証取得事業者が提供するサービスの品質を前もって見当を付けることが可能となり、安心してサービスを楽しむことができる環境を構築するとともに、認証取得事業者自身が、サービス提供に係るプロセスを把握し、サービスの改善に向けた取組を後押しするもの。本事業においては、「紫」「紺」「金」「紅」のどの認証を取得していても扱いに違いは無い。
- ⑤ITツール登録時に「クラウドツール」として登録されたソフトウェアを導入していること。

医療・介護関係のIT導入事例（28年度補正）

医療

・事業者名

医療法人社団豊辰会（千葉県）

・事業概要

千葉県市原市において、歯科医院を運営。地域住民のお口の健康のための治療を提供。

・導入するITツール、期待する効果

歯科医院向け院内業務統合システムを導入。

主要な機能として、予約・受付管理、処置情報の登録・管理、会計・レセプトの管理、介護診療、その他機能を一体的に導入し、抜本的な業務効率化を実現。

また、補綴管理日からの経過日数や、保険ルールのチェック、歯周治療の進捗状況、処置によっては必要となる前回算定時期などの摘要コメントなどを自在に入力・削除することが可能であり、非常に簡単に扱うことができる。

介護

・事業者名

株式会社ジアドナ（鹿児島）

・事業概要

鹿児島県薩摩川内市で高齢者通所介護事業を実施。日帰り通院や自宅への訪問を通じて、食事、入浴などの生活向上の支援や機能訓練を実施。

・導入するITツール、期待する効果

簡単に運用でき、実業務の流れにそった効率のよい運用が可能な通所介護事業所向けシステムを導入。将来を見据えた料金形態で、時代や環境変化にも素早く対応。

具体的には、施設利用者の基本情報の管理から、通所スケジュールの管理、予定・実績の管理や送迎車の管理が可能。また、タブレットの活用により、スタッフ同士のコミュニケーションの円滑化や確実にスピーディーな請求作業を実現。

中小企業生産性革命推進事業

平成30年度第2次補正予算案額1,100.0億円

- 1. 中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
- 2. 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
- 2. 商務・サービスG クールジャパン政策課 03-3501-1750
- 3. 商務・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者等が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援します。
- 小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。
- ITの導入支援にあたり、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、横展開を行うプラットフォームの構築等を通じて、中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速化させ、我が国全体の生産性向上を実現します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- 小規模事業者持続的発展支援事業により約20,000者の販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、補助事業者の生産性を向上させ、サービス産業の生産性伸び率を2020年までに2.0%を実現することに貢献します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (補助上限額：1,000万円、補助率1/2)

- 中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。
- 小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。（設備投資を伴わない試作品開発も支援）（この場合の補助上限額は500万円。また、小規模事業者の場合は補助率2/3）

- スマートものづくり応援隊、ITコーディネータ、ロボットシステムインテグレータ、技術士等、事業の遂行に必要な専門家を活用する場合は、補助上限額を30万円アップ
- 先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件（※）を満たす者は、補助率2/3

※労働生産性年率3%以上向上を含む経営革新計画または先端設備等導入計画を2018年12月21日以降に申請し、承認・認定を受けた場合

2. 小規模事業者持続的発展支援事業 (補助上限額：50万円、補助率2/3)

- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。
- 複数社が連携した共同設備投資等は補助上限500万円(50万円×10者)
- 展示会開催支援

3. サービス等生産性向上IT導入支援事業 (補助上限額：450万円、補助率1/2)

- 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資するITツールの導入支援を行います。

平成30年度第2次補正 小規模事業者持続化補助金

1. 事業目的・概要

小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。約20,000者の販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。

2. 補助対象者

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕
補助対象となりうる者は、会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合、協業組合）、個人事業主（商工業者であること）

業種ごとの小規模事業者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

3. 対象となる事業

経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓や生産性向上等のための事業

<対象となる取り組みの例>

- (1) 広告宣伝（広報費）【新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布 等】
- (2) 集客力を高めるための店舗改装（外注費）【幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化 等】
- (3) 展示会・商談会への出展（展示会等出展費）【新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展 等】
- (4) 新商品開発、商品パッケージやラッピングの変更（開発費）【新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新 等】
- (5) 販路開拓をあわせて行う新たな倉庫管理システムのソフトウェアによる配送業務の効率化【機械装置等費】

4. 補助対象経費

機械装置等費、設備処分費、車両購入費（買い物弱者対策のみ）、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

※詳細は公募要領をご確認下さい。

中小企業庁HP→ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2019/190425jizoku.htm>

活用事例紹介(ミラサポ)→ <https://www.mirasapo.jp/features/policy/vol49/>

5. 補助率・補助額

(1)補助率：補助対象経費の2/3以内

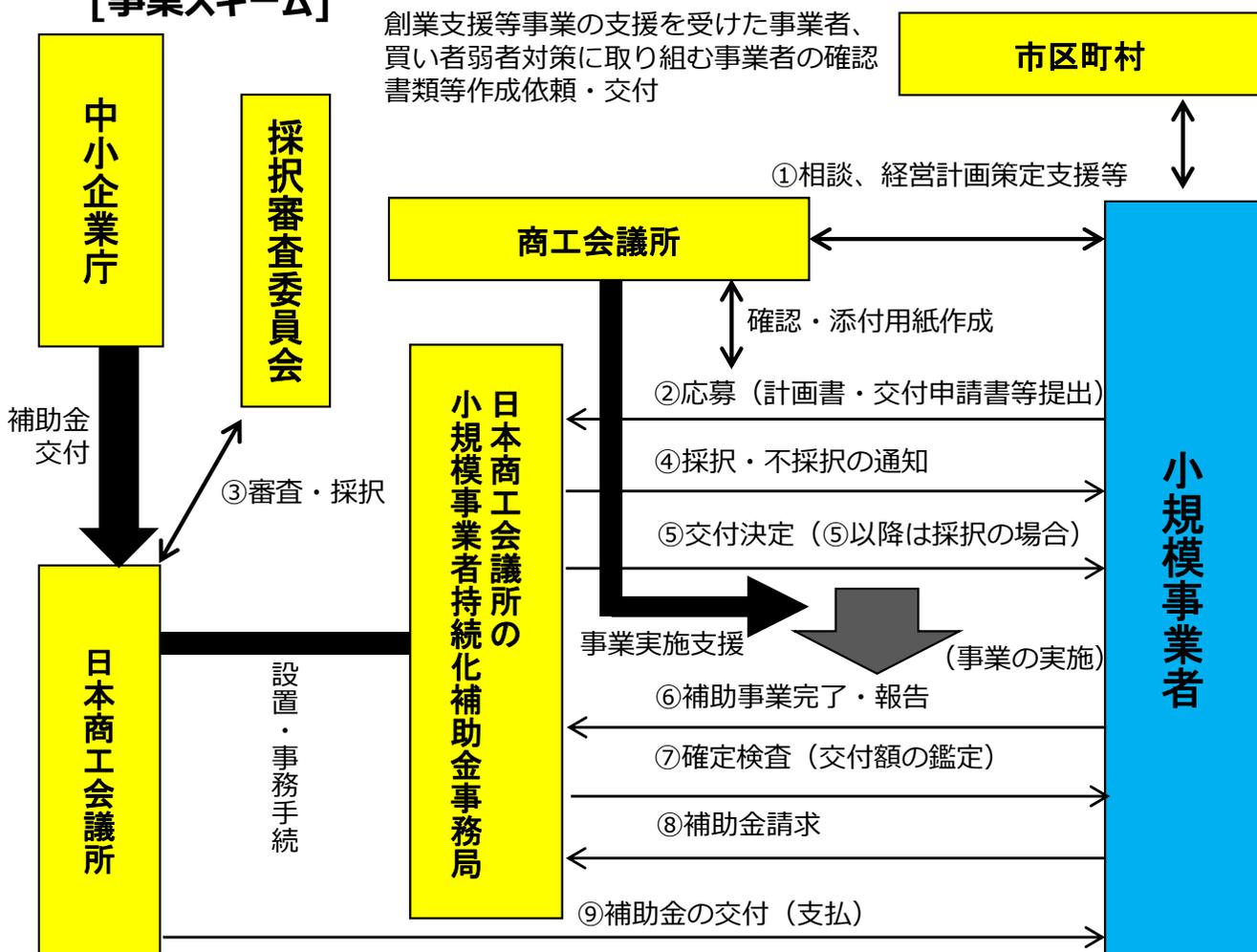
(2)補助額：上限50万円

商工会議所地区分

ただし、

- A) ①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②市区町村の推薦を受けて当該市区町村の地域再生計画等に沿う買い物弱者対策等の事業に取り組む事業者については、補助上限額が100万円に引き上がります。①・②は複数選択できません（いずれ）
- B) 複数の小規模事業者が連携して取り組む共同申請の場合は、補助上限額が「50万円×連携小規模事業者数」の金額となります。ただし、500万円を上限とします。
- C) 上記(A)と(B)の併用は可能です。（その場合でも補助上限額は500万円を上限とします）

【事業スキーム】



6. 募集期間：

商工会議所地区分

2019年4月25日（木）～6月12日（水）

[締切日当日消印有効]

※申し込みにあたり、補助金申請者が所在する地域の商工会議所で書類を確認する作業が必要なため、締切日まで余裕を持った日程で商工会議所にご相談ください。

7. 申請書提出先・問い合わせ先：

日本商工会議所の
小規模事業者持続化補助金事務局
03-6447-2389

※詳細は公募要領をご確認ください

3. 中小企業・小規模事業者関係税制

- (1) 中小企業経営強化税制
- (2) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
- (3) 中小企業防災・減災投資促進税制

中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするための税制として、**中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制**を措置しているところ、**中小企業の積極的な設備投資を後押しし、「生産性革命」の実現を図る観点から、これらの措置の適用期限を2年間延長。**
- 加えて、中小企業経営強化税制については、**働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点から、対象設備を明確化**するといった強化を行う。

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒延長・強化</p> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p>			
	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒延長</p>		<p>【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒延長</p>	

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

(1) 中小企業経営強化税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

延長・強化

- **中小企業経営強化税制**は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、**即時償却及び税額控除（10%）**（※）のいずれかの適用を認める措置。
- **中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資を後押し**するため、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。
- また、**働き方改革に資する設備**（休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等）も**本税制措置の適用対象であることを明確化**。

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

※資本金3,000万円超1億円以下の中小企業者等の税額控除率は7%。

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具・備品（30万円以上） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ◆建物附属設備（60万円以上） （ボイラー、LED照明、空調など） ◆ソフトウェア（70万円以上） （情報を収集・分析・指示する機能） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除（資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%）	

働き方改革に資する設備の例

<建物附属設備>



- ・工場等の休憩室等に設置される冷暖房設備等。

<器具備品>



- ・作業場に設置されるテレワーク用PC等。

※生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等に設置されるものに限る。

※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。

(2) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

延長

- 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、**建物附属設備**（1台60万円以上）又は**器具・備品**（1台30万円以上）を**取得した場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）**（※）を認める措置。

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等） ・従業員数1000人以下の個人事業主
対象業種	<p>卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、梱包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業））、農業、林業、漁業、水産養殖業</p> <p>同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業は対象外。 ※ 医療業は本税制の対象には含まない。その他、娯楽業（映画業を除く）、建設業、製造業等が対象外。</p>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・器具及び備品【1台又は1期の取得価額が30万円以上のもの】 ・建物附属設備【一の取得価額が60万円以上のもの】
措置内容	<p>個人事業主</p> <p>資本金3,000万円以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除</p> <p>資本金3,000万円超の中小企業 30%特別償却</p>

- 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、**建物附属設備**（1台60万円以上）又は**器具・備品**（1台30万円以上）を取得した場合に、**特別償却（30%）又は税額控除（7%）**（※）を認める措置。
- 消費税率の引上げを見据えつつ、**商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資と経営改善を引き続き促進すべく**、本税制措置の効果がより高まるよう適用要件に所要の見直しを行った上で、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

経営改善指導等に基づく設備投資

【活性化に資する設備の例】

<飲食店の例>



- ・「画像識別機能付きPOSレジ」を導入し、レジ精算の効率化、接客サービスの向上を実現。
- ・POS連携により、売れ筋商品を把握し、売上の向上につながる。

<介護業の例>



- ・「介護用浴槽」を導入し、大幅な効率化により生産性が向上。
- ・介護従事者の負担も減少し、離職率も低下。

中小商業・サービス業等



② 経営改善指導等に基づく設備投資

税制措置

(特別償却30%又は税額控除7%)

① 経営改善指導等

経営改善指導等を行う機関

- ・都道府県中小企業団体中央会
- ・商工会議所
- ・商工会
- ・商店街振興組合連合会
- ・認定経営革新等支援機関 等

「経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」において、

本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、**年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれること**

を予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受ける。

(3) 中小企業防災・減災投資促進税制 (法人税・事業税)

新設

- 自然災害が頻発する中、**災害による影響を軽減するための事前対策の強化**は喫緊の課題。
- 中小企業が**災害への事前対策を強化するための設備投資**を後押しするため、**自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備**に対して、**特別償却（20%）**を講じる。
- 事業者が作成した**事前対策のための計画**を、**経済産業大臣が認定**。認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

税制の概要

【対象者】

事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた中小企業・小規模事業者

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

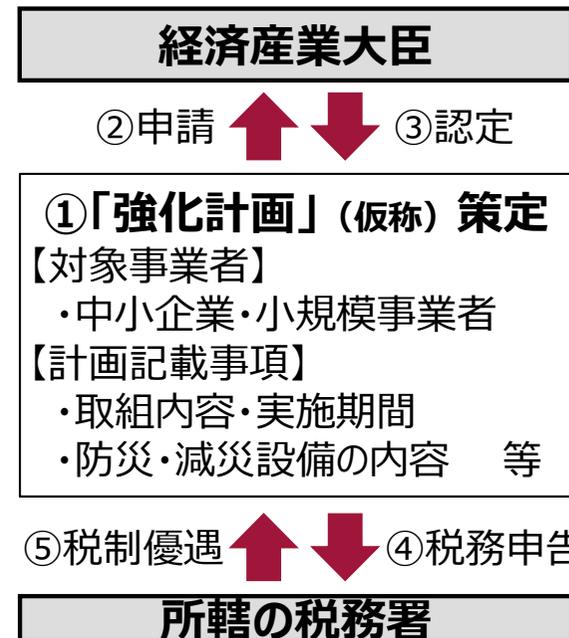
＜対象設備＞

- ✓ 機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）：止水版、防火シャッター、排煙設備 等

【税制措置の内容】

対象設備への投資に対する特別償却（20%）を講じる。

【税制措置のスキーム】



(参考) 中小企業の災害に対する事前対策を強化する必要性について

- 本年度は地域の中小企業・小規模事業者に大きな影響を与える大規模災害が頻発し、新たな課題が顕在化。サプライチェーンや地域の雇用等を支える中小企業を念頭に、事前対策の策定・実践など、実効性が高い事前対策の促進が不可欠。

平成30年度に発生した災害例

(※1) 農地・公共土木についてのみ局激 (※2) 農地・公共土木については本激

	平成30年7月豪雨 (本激)	台風第19~21号等 (※1)	北海道胆振東部地震 (局激※2)
中小企業被害額	4,738億円	99億円	42億円

事前対策不足による失敗例

【失敗例①】

- 豪雨発生時に近隣の河川が氾濫、工場が浸水すると同時に大量の土砂が流入し、主要生産設備等が全て水没あるいは土砂に埋もれてしまい使用不能に。(旋盤加工業)

【失敗例②】

- 震災発生時のリスクに備えて、事前に工場内の生産設備などに免震・制震対策を施していなかったため、震度5の揺れが発生した際に、設備が転倒、損壊する被害が発生。(電気部品製造業)

【失敗例③】

- 災害による大規模停電により、冷凍・冷蔵の食材在庫を大量に廃棄した。(旅館業)

事前の設備投資による防災・減災対策例

【成功例①】

- 災害の発生時の事業継続の対応指針、目標復旧時間などを予め策定。
- 通常操業の目標再開時期を実現するため、止水板、排水ポンプなどの設備を準備。(製造業)

【成功例②】

- サーバがダウンしないよう、制震ラックを導入するとともに、地震発生時においても、最低限不可欠な電力を確保するため、サーバが最低限稼働できる非常用発電機を導入。
- 東日本大震災においてもサーバなどには影響が生じず、翌日以降、被災状況の確認や災害復旧支援などを実施。(データセンタ)

【参考】 補助事業活用に係る留意点

中小企業等の定義

(中小企業基本法)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- 上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。
- 中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業(一部を除く)は資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業とする場合があります。(例:ものづくり補助金／中小企業等経営力強化法)
- 上記要件を満たしても多くの補助金・助成金では「みなし大企業」として大企業と密接な関係を有する企業が補助対象から外れる場合があります。(以下のいずれかに該当する場合)
(例)・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- 小規模事業者支援法、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としております。
- 法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本1億円以下の企業が対象です。

補助金を活用するコツ～最適な補助金を選ぶ～

メルマガ登録しておく
と便利です！

補助金情報や経営に役立つ支援
情報などをいち早くお届け！

【中小企業庁「ミラサポ」施策マップ】

- 多種多様な補助金の中から最適な 制度
を選ぶのは至難の業
- 場合によっては国補助金よりも自治体の
補助金のほうが事業ニーズにフィットする
ケースも
- 「ミラサポ」では国のみならず自治体の
補助金も含めて、事業ニーズに合った
補助制度の検索と比較が可能
- 国補助金は概算要求の時点で掲載

ミラサポは、中小企業庁委託事業として中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

ログイン
パスワードを忘れた方

ミラサポメールマガジン
補助金情報 など最新ニュースを配信!
- ご登録(無料)はこちら
- バックナンバーはこちら

バーチャルシリコンバレー
ビジネスを生み出す
情報と機能がここに!
▶ 全てのベンチャーのために

新規会員登録(無料)
ミラサポおすすめ
コンテンツ

施策マップ
支援施策情報を一発検索！ 国・都道府県・市町村の施策が、簡単に比較・一覧・出力できます。

はじめての施策マップ 早わかりガイド
支援施策情報を簡単に比較・一覧・出力できる施策マップについて、
使い方を分かりやすくご説明します。

- 活用方法 (画面の説明)
- 操作方法
- 施策情報の登録 (関係省庁・自治体の方々向け)

施策情報を一覧で見る
施策立案時の参考や、相手に応じた効果的な支援検討の際に、国・都道府県・市区町村の支援施策情報を一覧で見えます。

施策情報を比較する
国・都道府県・市区町村の施策を目的や分野、必要金額等に応じて検索、支援施策情報の比較ができます。

一覧画面
国・都道府県・市区町村レベルで、分野別の施策を一覧でき、一覧画面を出力することができます。

比較画面
ご希望の分野・対象・補助金額などで検索ができ、詳細情報が見られるとともに、一覧比較ができます。

【要注意】

自治体補助金は各自治体の任意登録のため、情報が網羅されていない可能性あり。

ご清聴ありがとうございました

本資料のお問い合わせ先

■ 関東経済産業局 地域経済部 次世代・情報産業課

【TEL】 048-600-0232